


 ときの話題

「新たな麦政策大綱」と 今年（一九九八年）産麦価

拓殖大学北海道短期大学
元教授 塩沢 照俊

わが国の麦（四麦）の生産量は一九八五年に一四〇万トンのピークを記録したが、四、五年前から七〇万トン水準に落ち込み、したがって小麦の自給率は、現在（一九九六年）僅か七％に低下している。しかし北海道において、小麦は稲作地帯での転作物として、また畑作地帯での輪作物として重要な位置を占めている。ところで政府は、今年（一九九八年）五月二十九日に「新たな麦政策大綱」を発表し、引き続き六月五日に今年産麦価を決定した。そこで本稿では、これらについて若干の検討を加えてみたい。

「新たな麦政策」でいう 需給のミスマッチ

「新たな麦政策」は国内産麦の生産と流通の現状について次のように述べている。「国内産麦の扱いは、制度的には自由な民間流通を前提とする間接統制であるにもかかわらず、大幅な売買逆さやから、米と異なりその大宗が政府を経由して流通しており、今や最も統制的な（生産者、実需者の関係

が希薄な）農産物となっている。その中で現在、麦管理改善対策の下で、生産者と実需者との間で流通数量の締結が行われているが、政府による無制限買入れ及び売却を前提としているため、実需者のニーズが生産者に的確に伝達されず、需要と生産の大幅なミスマッチが発生しており、また良品質麦を生産しても生産者はプレミアムを手に入れることなく、その努力が報われない実態にある」と。

ここで需要と生産のミスマッチとはどういうことであろうか。政府はこれに関し一九九七年八月に小麦について品種別に生産量と需要量との調査を実施し、その結果を付表のように発表している。この表では生産量が需要量を下回る品種が左側に示されているが、全国合計で見ると、需要量四八万五千トンに対し生産量が一九七千トンであり、生産不足量が二八万八千トンとなる。他方生産量が需要量を上回る品種が表の右側に示されているが、全国合計で見ると、需要量一二万二千トンに対し生産量が四一万トンであり、生産超過



塩沢 照俊（しおざわ てるとし）さん

- 1953年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
同年 北海道総合開発委員会事務局に就職
1959年 北海道立農業研究所
1980年 拓殖大学北海道短期大学に転職
（農業経営学、農業政策担当）
1982年 農学博士
1998年 拓殖大学北海道短期大学退職
同年 北海道地域農業研究所 嘱託研究員
1983年 著書「北海道農業の展開と構造」を
北海道大学図書刊行会より刊行

量が同じく二八万八千トンとなっている。このうち北海道産麦についてみると、生産量が需要量を下回る品種はタクネ、チホク、ハルユタカ、タイセツであり、他方生産量が需要量を上回る品種はホクシンとホロシリである。とくにホクシンは生産量（二五万九千トン）そのものが多く、また需要量（五万八千トン）とのアンバランスが大きいが、これは北海道における品種普及過程と密接な関連がある。

即ち小麦の品種の育成・奨励は農業試験場が、また普及は農業改良普及センターや農協が担当しているが、北海道では一九七四年に多収性品種としてホロシリが登場し、その後品質の向上が要望され、一九八一年に食感の優れている品種としてチホクが登場した。さらにチホクより早生で、耐病性、耐穂発芽性に優れた良質多収性品種としてホクシンが育成され、一九九六年から本格的に作付けられたこれに対し実需者側はこの時点でチホクの取扱いが主力であったので、工場ラインや販売ルートの対応上、ホクシンについては段階的

普及を望んでいたが、生産者側の作付意欲は高く、生産量が急増したのである。このように、「需給のミスマッチ」といってもそれなりの経過や理由があり、これを生産者側の責任に帰することはできない。

「新たな麦政策」の 基本は民間流通への移行

しかしいずれにしても「新たな麦政策」は「需要と生産のミスマッチを解消し、実需に即した良品質麦の生産を推進する観点から、国内麦については、これを実態的にも自由な民間流通に委ね、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入する」としている。ただし具体的な仕組みがどうなるかはこれからであり、政府は「民間流通検討会」などで「生産者と実需者との調整を図りながら三～五年かけて段階的に進める」ことを予定している。

ところで民間流通となれば麦価はどうなるのであろうか。生産者と実需者との取引価格は現行の政

付表 小麦の品種別の生産予定数量と需要量(1998年産)

(単位:トン、倍)

ラ ン ク	生産予定数量が需要量を下回る銘柄					生産予定数量が需要量を上回る銘柄				
	品 種	生産地	需要量 ①	生産予定 数量 ②	①/②	品 種	生産地	需要量 ①	生産予定 数量 ②	①/②
A	農林61号	福岡	25,233	5,047	5.00	農林61号	三重	7,531	8,100	0.93
	タクネコムギ	北海道	16,205	3,620	4.48	シロガネコムギ	熊本	5,033	5,629	0.89
	チホクコムギ	北海道	253,198	65,270	3.88	農林61号	静岡	1,268	1,845	0.69
	ハルユタカ	北海道	50,059	16,000	3.13	ダイチノミノリ	香川	2,057	3,018	0.68
	シラサギコムギ	徳島	2,021	1,077	1.88	農林61号	大分	3,049	4,856	0.63
	タイセツコムギ	北海道	16,200	10,880	1.49	農林61号	滋賀	4,612	9,935	0.46
	農林61号	群馬	32,597	24,202	1.35	シロガネコムギ	福岡	4,737	12,870	0.37
	シロガネコムギ	佐賀	18,984	14,330	1.32	ホクシン	北海道	58,006	259,100	0.22
	農林61号	千葉	2,770	2,151	1.29	農林61号	茨城	350	8,801	0.04
	ナンブコムギ	岩手	3,038	2,390	1.27	バンドウワセ	群馬	0	9,315	0.00
	農林61号	埼玉	33,930	28,465	1.19					
	農林61号	栃木	4,109	3,786	1.09					
	農林61号	愛知	11,968	11,100	1.08					
		小 計		475,841	190,166		小 計		86,833	324,529
B	シロガネコムギ	兵庫	3,500	2,500	1.40	チクゴイズミ	福岡	15,045	19,260	0.78
						農林61号	岐阜	2,085	3,550	0.59
						ホロシリコムギ	北海道	10,362	18,130	0.57
						キタカミコムギ	青森	90	3,474	0.03
						バンドウワセ	茨城	66	6,100	0.01
						バンドウワセ	栃木	0	5,184	0.00
						バンドウワセ	埼玉	0	5,035	0.00
						ニシカゼコムギ	福岡	0	2,000	0.00
					ニシカゼコムギ	大分	0	1,214	0.00	
	小 計		5,465	3,456		小 計		27,763	64,192	
C	小 計		3,712	3,373		小 計		7,796	21,736	
D	小 計		50	8		小 計		-	-	
	合 計		485,068	197,003		合 計		122,392	410,457	

(注) 1 良品質麦の安定供給対策(良品質麦生産の奨励対策)により実施したアンケート結果(97年8月)による。

2 表中品種欄には生産予定数量が1,000トンを超えるものを掲げており、小計の数値とは一致しない。

3 生産予定数量が実需者の需要量を上回る銘柄の中には、新しい品種であるホクシンなど、生産予定数量とともに需要量も拡大しつつある銘柄も含まれることに留意する必要がある。

4 JA北海道中央会・北海道農協畑作対策本部「平成10年度麦政策・価格対策運動結果報告書」(平成10年6月)より引用。

府売渡し価格が自安となることが想定されるが、これは現行の政府買入れ価格の三分の一程度なので、これでは麦作の採算は全く成り立たない。このため「新たな麦政策」では「麦作経営安定資金（仮称）」

を創設し、これによって価格補てんをすることとしている。そこでその補てん内容ないし補てん水準が問題であるが、これについて「新たな麦政策」では「今後の麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から国内麦の生産コストに着目し」とか、あるいは「実需者ニーズに的確に対応した良品質麦生産者の手取り（麦作経営安定資金＋取引価格等）」と現行の生産者の手取りとの関係、生産性向上の状況等に配慮一するなど述べている。これらの叙述から、今後の麦作の担い手は生産性の高い経営体であること、作られるべき麦は実需者ニーズに的確に対応した良品質麦に限られること、生産性向上によって麦の生産コストは低下することなどが前提となっているものと判断される。したがって（麦作経

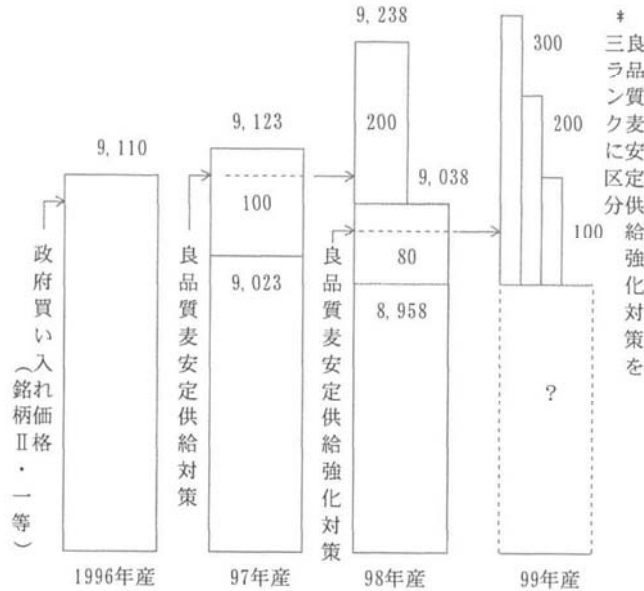
営安定資金＋取引価格等）によって全部の麦作農家に現行の手取り額が保証されるわけではない。このことはすでに今年産の麦価に現われている。

今年（一九九八年）産 麦価は手取り額に格差

今年産麦の政府買入れ価格は二年連続で引き下げられた（付図参照）。小麦（銘柄区分Ⅱ、一等）は一昨年（九六年）産が一俵（六〇kg）九一〇円であったが、昨年（九七年）産は九〇三円へと八七円の引き下げ、今年（九八年）産は八九五円へと、昨年度に比較して六五円の引き下げである。生産者の手取り額は他に「良品質麦安定供給対策費」と「良品質麦安定供給強化対策費」とが関係してくる（加えて契約生産奨励金もあるが、これについては九七年産と九八年産とで変わらないので省略する）。九七年産は全品種を対象に、「良品質麦安定供給対策費」が一俵一〇〇円交付されたので、これが麦価の引下げ八七円

付図 小麦の農家手取り額の変化

(単位：60kg当たり、円)



注) このほかに、契約生産奨励金があり、政府買い入れ価格も銘柄、等級間格差がある。

を力バーしていた。これに対し九八年産は「良品質麦安定供給強化対策費」が全品種に交付されるが、その額は一俵八〇円である。今年産への「良品質麦安定供給対策費」は実需に応じて品種別に二分し、実需の高い品種にのみ二〇〇円交付されることになった。この該当品種は、昨年八月に実施された実需者を対象とした品種別希望数量のアンケート調査を基に、「国内産良品質麦安定供給対策協議会」が検討し、昨年九月に決定していた。道産麦ではチホク、タイセツ、ハルユタカ、タクネの四品種が交付該当となり、ホクシンは「品質に難あり」ということで非該当となった。したがって「良品質麦安定供給対策費」の交付該当品種は昨年に比較して一俵当たり一五円の手取り額増加となったが、非該当品種は八五円の手取り額減少となった。すなわち今年産は品種別に手取り額に格差がつけられたのであり、北海道では非該当品種であるホクシンの作付けが多かったため、大部分の生産者は手取り額が減少したのである。なお来年

(九九年)産については「良品質麦安定供給強化対策費」の交付額は一俵当たり一〇〇円、二〇〇円、三〇〇円の三段階に分けられることが決定しており、手取り格差は一層拡大することになる。これらに関し高橋農水事務次官は「今年産は質の良い麦を作れば収入が上がるインセンティブ(誘導)を働かせた」と述べ、また二〇〇年からの民間移行開始を念頭に「実需者に望まれない麦を作ることは今後の麦振興にマイナスだ」と強調している(日本農業新聞六月五日付)。

「新たな麦政策」への不安

以上の検討結果からみると、生産者にとって「新たな麦政策」への不安は大きい。まず第一に「政策大綱」が強調している「実需が望む良品質麦」の実体がどういうものかがよく見えてこないことである。例えば、今年の麦価決定において「良品質麦安定供給対策費」の交付対象は、前述のように品種



▲十勝平野の麦収穫風景

別に選別されたが、今後も良品質の基準は品種におかれるのか。また生産者にとっては品質に加えて収穫期が早い、収量が多いなどが優良麦の条件となっているが、実需者の求める良品質麦とはこれと合致するのだろうかなどである。

第二は生産者の手取り額はどうかという問題である。「麦政策大綱」は「実需のある良品質麦の生産者の手取り額は現行より高くなる見込みだ」としているが、逆にいうとこれに該当しない麦の生産者手取り額は現行より低くなるということになるのか。また良品質麦についても当初はプレミアムが得られるが、生産コストの低下に伴って、手取り額も引き下げられるのではないかなどである。

これらを総じて、まず実需に対応できる生産適地ないし適格生産者と、そうでない産地ないし生産者とがふるい分けられ、不適地ないし不適格生産者は麦作から離脱する。次の段階では適地ないし適格生産者も手取り額の低下によって麦作が維持できない状態が出現しないかということである。これ

らの不安は、そもそも米麦はわが国の基本食糧であるが、米に続いて麦についても、国家の役割を後退させ、いわゆる「市場原理」に委ねる政策を進めることが適切であるかどうかの基本問題とも関連があることはいまでもない。

